

# ところで「契約」って、なに？

店で購入物

そろそろ増改築しなくっちゃ

しらなかった！！

旅行に行きたいわ

預・貯金

散髪をする

私達の身の回りはすべて契約です

電車に乗る

電話をかける

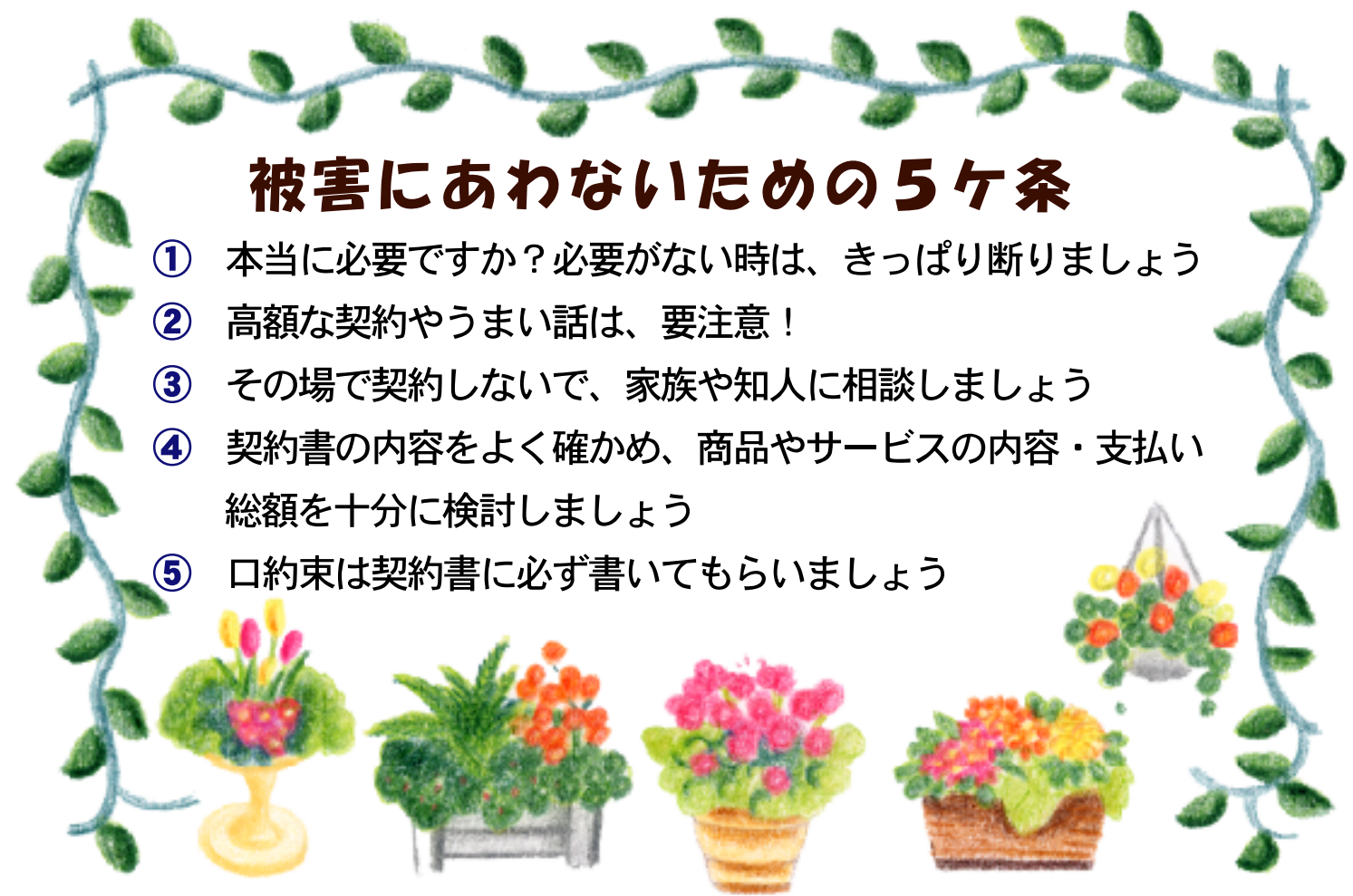
先立つものは・・・株を売るか

お母さん、ヘルパーさんとうまくやってるかしら

# その契約大丈夫ですか

## 被害にあわないための5ヶ条

- ① 本当に必要ですか？必要がない時は、きっぱり断りましょう
- ② 高額な契約やうまい話は、要注意！
- ③ その場で契約しないで、家族や知人に相談しましょう
- ④ 契約書の内容をよく確かめ、商品やサービスの内容・支払い総額を十分に検討しましょう
- ⑤ 口約束は契約書に必ず書いてもらいましょう



いったん契約をすると、特別な場合を除いて**一方的に解約することはできません**。契約をする前に**慎重に考えましょう**。

わからないことがあれば、納得できるまで事業者の説明してもらいましょう。消費者契約法は「**事業者は、契約の内容をわかりやすく説明するよう努めなければならない**」と定めていますので、遠慮は無用です。また消費者についても「**契約の内容を理解するよう努めるもの**」と定められています。消費者と事業者の双方が努力して、安心して契約ができる社会を実現しましょう。